

# 大阪府 大阪市公報

発行所  
大阪府役所  
大阪市北区中之島1-3-20  
電話06-6208-7444

## 目次

### 規則

大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則	3
大阪市立特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則	3
大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	3

### 企業管理規程

大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程	12
---------------------------------	----

### 告示

大阪市立弘済院第1特別養護老人ホームの利用料金の額の承認	13
大阪市立大畑山苑の利用料金の額の承認	14
特定計量器の定期検査	15
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	15
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	16
落札者等の公示	18
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止	19
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止	19
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	20
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	21
生野東第1住宅地区改良事業の事業計画の変更	23
放置自動車の処理	23
道路法違反物件の除却	24
市道の供用廃止	24
甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の開催	25
公告	
一般競争入札の執行（大宮ほか1自転車保管所古自転車等の売払い等）	25
一般競争入札の執行（市岡自転車保管所古自転車の売払い等）	29
職員団体の登録事項の変更（大阪市職員労働組合）	33
職員団体の登録事項の変更（大阪府役所労働組合）	34

**公布された規則のあらまし**

**大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則**

- 1 第1特別養護老人ホームの利用料金の額の上限及び第2特別養護老人ホームの使用料を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年8月1日から施行することにしました。  
(平成27年大阪市規則第195号 福祉局弘済院管理課)

**大阪市立特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則**

- 1 短期入所生活介護等の利用料金の額の上限を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年8月1日から施行することにしました。  
(平成27年大阪市規則第196号 福祉局高齢者施策部高齢施設課)

**大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則**

- 1 府営住宅等の移管に伴い、市営住宅及び駐車場の設置を行うとともに、特別賃貸住宅の家賃月額を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年8月1日から施行することにしました。  
(平成27年大阪市規則第197号 都市整備局住宅部管理課)

**公布された規程のあらまし**

**大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程**

- 1 平成27年9月末の交通局企業職員の定年前早期退職者に対する基本額に係る特例について適用しない措置を講ずることにしました。
- 2 この規程は、平成27年8月1日から施行することにしました。  
(平成27年大阪市交通事業管理規程第60号 交通局経営管理本部職員部労務課)

**規 則**

次に掲げる規則を公布する。

大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

平成27年7月31日

大阪市長 橋 下 徹

**大阪市規則第195号**

大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立弘済院条例施行規則（昭和26年大阪市規則第127号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号イ、第5項第2号イ及び第8項第2号イ並びに第7条第1項第2号イ及び第2項第2号イ中「370円」を「840円」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

（平27. 7. 31揭示済）

**大阪市規則第196号**

大阪市立特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立特別養護老人ホーム条例施行規則（平成17年大阪市規則第154号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号イ及び第2項第2号イ中「370円」を「840円」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

（平27. 7. 31揭示済）

**大阪市規則第197号**

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公営住宅の表中中津第2住宅の項の次に次のように加える。

中 津 第 3	中津6丁目
---------	-------

別表第1 公営住宅の表中内代住宅の項の次に次のように加える。

内 代 第 2	内代町2丁目
---------	--------

別表第1 公営住宅の表中毛馬第2住宅の項の次に次のように加える。

毛 馬 西	毛馬町4丁目
毛 馬 東	毛馬町5丁目

別表第1 公営住宅の表中島屋住宅の項の次に次のように加える。

島 屋 第 2	島屋 2丁目
別表第1 公営住宅の表中西島住宅の項の次に次のように加える。	
西 島 第 2	西島 3丁目
別表第1 公営住宅の表中堂ヶ芝住宅の項の次に次のように加える。	
筆 ヶ 崎	筆ヶ崎町
別表第1 公営住宅の表中歌島住宅の項の次に次のように加える。	
歌 島 第 2	歌島 3丁目
別表第1 公営住宅の表中出来島住宅の項の次に次のように加える。	
出 来 島 第 2	出来島 1丁目
別表第1 公営住宅の表中姫島第1住宅の項の次に次のように加える。	
姫 島 第 3	姫島 6丁目
別表第1 公営住宅の表中西中島住宅の項の次に次のように加える。	
西 中 島 第 2	木川東 3丁目、西中島 2丁目
別表第1 公営住宅の表中西三国住宅の項の次に次のように加える。	
西 三 国 第 2	西三国 1丁目
別表第1 公営住宅の表中飛鳥北住宅の項の次に次のように加える。	
淡 路	西淡路 5丁目
別表第1 公営住宅の表中淡路第3住宅の項の次に次のように加える。	
淡 路 本 町	淡路 2丁目
別表第1 公営住宅の表中井高野第5住宅の項の次に次のように加える。	
井 高 野 第 6	井高野 1丁目、井高野 3丁目
別表第1 公営住宅の表中北江口第2住宅の項の次に次のように加える。	
北 江 口 第 3	北江口 1丁目
別表第1 公営住宅の表中北大桐住宅の項の次に次のように加える。	
小 松	小松 4丁目
別表第1 公営住宅の表中下新庄住宅の項の次に次のように加える。	
下 新 庄 第 2	下新庄 4丁目
下 新 庄 4 丁 目	下新庄 4丁目
別表第1 公営住宅の表中菅原第2住宅の項の次に次のように加える。	
菅 原 第 3	菅原 1丁目、菅原 2丁目
崇 禪 寺	淡路 1丁目、東中島 5丁目、東中島 6丁目
別表第1 公営住宅の表中豊里第2住宅の項の次に次のように加える。	
西 淡 路	西淡路 6丁目
別表第1 公営住宅の表中東淡路第2住宅の項の次に次のように加える。	

東 中 島 東中島 5 丁目  
別表第 1 公営住宅の表中日之出北住宅の項の次に次のように加える。

豊 新 豊新 5 丁目  
別表第 1 公営住宅の表中北陽第 2 住宅の項の次に次のように加える。

南 江 口 南江口 2 丁目  
別表第 1 公営住宅の表中城北住宅の項の次に次のように加える。

城 北 中 宮 中宮 5 丁目  
別表第 1 公営住宅の表中新森住宅の項の次に次のように加える。

太 子 橋 太子橋 1 丁目  
別表第 1 公営住宅の表中中宮第 2 住宅の項の次に次のように加える。

橋 寺 太子橋 3 丁目  
別表第 1 公営住宅の表中

「  
今 福 中 城東区 今福東 1 丁目  
」

を

「  
今 福 北 城東区 今福東 2 丁目、今福東 3 丁目  
今 福 中 今福東 1 丁目  
今 福 中 第 2 今福東 1 丁目  
」

に改め、同表中嶋野西住宅の項の次に次のように加える。

す み れ 今福東 3 丁目、古市 1 丁目  
す み れ 北 古市 1 丁目  
諏 訪 諏訪 2 丁目

別表第 1 公営住宅の表中諸口住宅の項の次に次のように加える。  
諸 口 第 2 諸口 6 丁目

別表第 1 公営住宅の表中諸口南住宅の項の次に次のように加える。  
焼 野 焼野 1 丁目  
横 堤 横堤 2 丁目、横堤 3 丁目

別表第 1 公営住宅の表中  
「  
北 畠 第 1 阿倍野区 北畠 3 丁目  
」

を

北	畠	阿倍野区	北畠3丁目
北	畠	第1	北畠3丁目

に改め、同表中高松住宅の項の次に次のように加える。

帝	塚	山	帝塚山1丁目
---	---	---	--------

別表第1公営住宅の表中敷津浦第2住宅の項の次に次のように加える。

柴	谷	柴谷2丁目
---	---	-------

別表第1公営住宅の表中新北島第2住宅の項の次に次のように加える。

住	之	江	住之江3丁目
---	---	---	--------

別表第1公営住宅の表中遠里小野住宅の項の次に次のように加える。

遠	里	小	野	第2	遠里小野7丁目
---	---	---	---	----	---------

別表第1公営住宅の表中苅田住宅の項の次に次のように加える。

苅	田	南	苅田9丁目
---	---	---	-------

清	水	丘	清水丘3丁目
---	---	---	--------

別表第1公営住宅の表中杉本住宅の項の次に次のように加える。

墨	江	墨江2丁目
---	---	-------

別表第1公営住宅の表中大領東住宅の項の次に次のように加える。

鶴	ヶ	丘	長居1丁目
---	---	---	-------

別表第1公営住宅の表中長居住宅の項の次に次のように加える。

長	居	第2	長居東3丁目
---	---	----	--------

長	居	1	丁目	長居1丁目
---	---	---	----	-------

別表第1公営住宅の表中

公	園	南	矢	田	東住吉区	公園南矢田4丁目
---	---	---	---	---	------	----------

を

上	大	和	川	東住吉区	住道矢田1丁目、住道矢田3丁目
公	園	南	矢	田	公園南矢田4丁目

に改め、同表中矢田南住宅の項の次に次のように加える。

矢	田	部	公園南矢田1丁目
---	---	---	----------

別表第1公営住宅の表中瓜破東第3住宅の項の次に次のように加える。

瓜	破	東	1	丁目	瓜破東1丁目
---	---	---	---	----	--------

瓜 破 東 8 丁 目	瓜破東8丁目		
別表第1公営住宅の表中喜連第2住宅の項の次に次のように加える。			
喜 連 第 3	喜連東3丁目		
別表第1公営住宅の表中長吉住宅の項の次に次のように加える。			
長 吉 第 2	長吉出戸1丁目		
別表第1公営住宅の表中中開住宅の項の次に次のように加える。			
松	松1丁目		
別表第1特別賃貸住宅の表中井高野住宅の項の次に次のように加える。			
井 高 野 第 6	井高野3丁目	3	67,800
		2	66,600
		1	65,800
		1	65,700
		6	65,400
		1	65,300
		10	64,700
		3	64,400
		24	64,100
		2	63,800
		1	63,700
		24	63,500
		2	63,100
		32	62,900
		1	62,700
		3	62,300
		17	62,200
		6	62,100
		1	61,900
		1	61,800
		6	61,700
		14	61,600
		8	61,400
		1	61,200

		2	61,100
		12	61,000
		6	60,800
		1	60,600
		11	60,400
		5	60,200
		2	60,000
		6	59,800
		2	59,600
		1	59,200
		2	59,100
		3	58,900
		1	58,700
		5	58,500
		1	58,300
		1	57,900
		1	55,800
		1	55,500
		1	55,400
		1	55,200
		1	53,300
		1	52,900
		1	52,700
		2	52,200
		5	51,700
		4	51,100
		7	50,600
		8	50,100
		3	49,500
		2	49,000
		1	48,900

	2	48,400
	3	46,800
	3	46,200
	4	45,700
	2	45,200
	1	43,600

別表第2中中津第2駐車場の項の次に次のように加える。

中津第3	中津6丁目
------	-------

別表第2中内代駐車場の項の次に次のように加える。

内代第2	内代町2丁目
------	--------

別表第2中毛馬第2駐車場の項の次に次のように加える。

毛馬西	毛馬町4丁目
毛馬東	毛馬町5丁目

別表第2中島屋駐車場の項の次に次のように加える。

島屋第2	島屋2丁目
------	-------

別表第2中西島22駐車場の項の次に次のように加える。

西島第2	西島3丁目
------	-------

別表第2中堂ヶ芝11駐車場の項の次に次のように加える。

筆ヶ崎	筆ヶ崎町
-----	------

別表第2中歌島駐車場の項の次に次のように加える。

歌島第2	歌島3丁目
------	-------

別表第2中出来島駐車場の項の次に次のように加える。

出来島第2	出来島1丁目
-------	--------

別表第2中姫島第1駐車場の項の次に次のように加える。

姫島第3	姫島6丁目
------	-------

別表第2中西中島駐車場の項の次に次のように加える。

西中島第2	木川東3丁目、西中島2丁目
-------	---------------

別表第2中西三国1駐車場の項の次に次のように加える。

西三国第2	西三国1丁目
-------	--------

別表第2中飛鳥西一第2駐車場の項の次に次のように加える。

淡路	西淡路5丁目
----	--------

別表第2中淡路第3駐車場の項の次に次のように加える。

淡路本町	淡路2丁目
------	-------

別表第2中井高野第5-3駐車場の項の次に次のように加える。

井 高 野 第 6	井高野 1 丁目、井高野 3 丁目
別表第 2 中北江口第 2 - 16 駐車場の項の次に次のように加える。	
北 江 口 第 3	北江口 1 丁目
別表第 2 中北大桐駐車場の項の次に次のように加える。	
小 松	小松 4 丁目
別表第 2 中小松南 - 1 駐車場の項の次に次のように加える。	
下 新 庄 第 2	下新庄 4 丁目
下 新 庄 4 丁 目	下新庄 4 丁目
別表第 2 中菅原第 2 - 2 駐車場の項の次に次のように加える。	
菅 原 第 3	菅原 1 丁目、菅原 2 丁目
崇 禪 寺	淡路 1 丁目、東中島 5 丁目、東中島 6 丁目
別表第 2 中豊里第 2 - 18 駐車場の項の次に次のように加える。	
西 淡 路	西淡路 6 丁目
別表第 2 中東淡路第 3 駐車場の項の次に次のように加える。	
東 中 島	東中島 5 丁目
別表第 2 中日之出北 - 2 駐車場の項の次に次のように加える。	
豊 新	豊新 5 丁目
別表第 2 中北陽第 2 駐車場の項の次に次のように加える。	
南 江 口	南江口 2 丁目
別表第 2 中城北 4 駐車場の項の次に次のように加える。	
城 北 中 宮	中宮 5 丁目
別表第 2 中新森駐車場の項の次に次のように加える。	
太 子 橋	太子橋 1 丁目
別表第 2 中高殿南駐車場の項の次に次のように加える。	
橋 寺	太子橋 3 丁目
別表第 2 中	
「	
今 福 南 第 2	城東区 今福南 4 丁目
」	
を	
「	
今 福 北	城東区 今福東 2 丁目、今福東 3 丁目
今 福 中 第 2	今福東 1 丁目
今 福 南 第 2	今福南 4 丁目
」	

に改め、同表中嶋野西駐車場の項の次に次のように加える。

す	み	れ	今福東3丁目
---	---	---	--------

す	み	れ	北	古市1丁目
---	---	---	---	-------

別表第2中諸口2駐車場の項の次に次のように加える。

諸	口	第	2	諸口6丁目
---	---	---	---	-------

別表第2中諸口南3駐車場の項の次に次のように加える。

焼	野	焼野1丁目
---	---	-------

横	堤	横堤2丁目、横堤3丁目
---	---	-------------

別表第2中阿倍野第4駐車場の項の次に次のように加える。

北	島	北島3丁目
---	---	-------

別表第2中三明駐車場の項の次に次のように加える。

帝	塚	山	帝塚山1丁目
---	---	---	--------

別表第2中敷津浦第2-1駐車場の項の次に次のように加える。

柴	谷	柴谷2丁目
---	---	-------

別表第2中新北島第2駐車場の項の次に次のように加える。

住	之	江	住之江3丁目
---	---	---	--------

別表第2中遠里小野3駐車場の項の次に次のように加える。

遠	里	小	野	第	2	遠里小野7丁目
---	---	---	---	---	---	---------

別表第2中苺田駐車場の項の次に次のように加える。

苺	田	南	苺田9丁目
---	---	---	-------

清	水	丘	清水丘3丁目
---	---	---	--------

別表第2中杉本駐車場の項の次に次のように加える。

墨	江	墨江2丁目
---	---	-------

別表第2中大領東駐車場の項の次に次のように加える。

鶴	ヶ	丘	長居1丁目
---	---	---	-------

別表第2中長居駐車場の項の次に次のように加える。

長	居	第	2	長居東3丁目
---	---	---	---	--------

長	居	1	丁	目	長居1丁目
---	---	---	---	---	-------

別表第2中

「

公	園	南	矢	田	東住吉区	公園南矢田4丁目
---	---	---	---	---	------	----------

」

を

「

上	大	和	川	東住吉区	住道矢田1丁目、住道矢田3丁目
---	---	---	---	------	-----------------

公園南矢田	公園南矢田4丁目
-------	----------

に改め、同表中矢田南一第1駐車場の項の次に次のように加える。

矢田部	公園南矢田1丁目
-----	----------

別表第2中瓜破東第2-5駐車場の項の次に次のように加える。

瓜破東1丁目	瓜破東1丁目
--------	--------

瓜破東8丁目	瓜破東8丁目
--------	--------

別表第2中喜連第2-4駐車場の項の次に次のように加える。

喜連第3	喜連東3丁目
------	--------

別表第2中長吉2駐車場の項の次に次のように加える。

長吉第2	長吉出戸1丁目
------	---------

別表第2中ひらき西一第2駐車場の項の次に次のように加える。

松	松1丁目
---	------

#### 附 則

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行により設置される公営住宅（大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）及び特別賃貸住宅（同条第6号に規定する特別賃貸住宅をいう。）並びに共同施設（同条第7号に規定する共同施設をいう。）に関し、この規則の施行の日前に大阪府営住宅条例施行規則（昭和35年大阪府規則第34号）の規定に基づいて大阪府知事が行い、又は大阪府知事に対して行われた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の大阪市営住宅条例施行規則の相当する規定に基づいて市長が行い、又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

（平27. 7. 31掲示済）

## 企業管理規程

大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年7月31日

大阪市交通局長 藤本 昌信

#### 大阪市交通事業管理規程第60号

大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程（平成25年大阪市交通事業管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

附則第7項に次の1項を加える。

- 8 平成27年9月30日に退職する者のうち、改正後の規程第8条第5号に掲げる職員については、改正後の規程第11条の規定は、適用しない。

#### 附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

（平27.7.31揭示済）

## 告 示

### 大阪市告示第1087号

大阪市立弘済院第1特別養護老人ホームの利用料金の額について、大阪市立弘済院条例（昭和26年大阪市条例第77号）第15条第3項の規定に基づき、平成27年8月1日からの設定を次のとおり承認したので、同条第4項の規定に基づき利用料金の額を告示する。

平成27年8月3日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第9項に規定する短期入所生活介護を受ける者 次に掲げる額の合計額
  - (1) 法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
  - (2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円
  - (3) 滞在に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - ア 個室 1日につき1,150円
    - イ 多床室 1日につき840円
- 2 法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービスの利用 次に掲げる額の合計額
  - (1) 法第48条第2項に規定する厚生労働省大臣が定める基準により算定した費用の額
  - (2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円
  - (3) 居住に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - ア 個室 1日につき1,150円
    - イ 多床室 1日につき840円
- 3 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護の利用 次に掲げる額の合計額
  - (1) 法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定

した費用の額

- (2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円
- (3) 滞在に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 個室 1日につき1,150円
  - イ 多床室 1日につき840円

(福祉局弘済院管理課)

(平27.8.3 揭示済)

### 大阪市告示第1088号

大阪市立大畑山苑の利用料金の額について、大阪市立特別養護老人ホーム条例（平成17年大阪市条例第130号）第9条第3項の規定に基づき、平成27年8月1日からの設定を次のとおり承認したので、同条第5項の規定に基づき利用料金の額を告示する。

平成27年8月3日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第9項に規定する短期入所生活介護の利用 次に掲げる額の合計額
  - (1) 法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
  - (2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円
  - (3) 滞在に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - ア 個室 1日につき1,150円
    - イ 多床室 1日につき840円
- 2 法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービスの利用 次に掲げる額の合計額
  - (1) 法第48条第2項に規定する厚生労働省大臣が定める基準により算定した費用の額
  - (2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円
  - (3) 居住に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - ア 個室 1日につき1,150円
    - イ 多床室 1日につき840円
- 3 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護の利用 次に掲げる額の合計額
  - (1) 法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
  - (2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円
  - (3) 滞在に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - ア 個室 1日につき1,150円

イ 多床室 1日につき840円

(福祉局高齢者施策部高齢施設課)

(平27.8.3 揭示済)

### 大阪市告示第1107号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するはかり）の定期検査を実施する。

平成27年8月14日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成27年

東 成 区

検査月日	曜日	検査場所	所在地
9月17日	木	大成小学校	大今里西3丁目2番62号
9月18日	金	大阪鶴橋市場商店街振興組合事務所	東小橋3丁目20番31号
9月24日	木	宝栄小学校	神路1丁目15番48号
9月25日	金	深江小学校	深江南1丁目4番6号
9月28日	月	今里小学校	大今里1丁目35番29号
9月29日	火	中本小学校	中本4丁目2番32号

#### 2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日まで大阪府港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」（電話06-6577-5884）まで問い合わせされたい。

#### 3 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

(経済戦略局計量検査所)

### 大阪市告示第1108号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活

動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成27年8月14日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成27年6月15日
申請書を受理した日	平成27年7月22日
名 称	NPO法人全国おやこ福祉支援センター
代表者の氏名	阪口 源太
主たる事務所の所在地	大阪市浪速区下寺2丁目9番9号 防災教育振興協会ビル4階
定款に記載された目的	この法人は、子どもの幸せを守ることを第一の理念とし、予期せぬ、望まぬ妊娠、又は出産前後やむを得ない事由により子どもの養育が困難な親にしかるべき支援を行い、子どもの健全な育成を図るために養子縁組制度を活用し、子どもの人権を擁護すると共に、福祉の増進を図ることを目的とする。
申請のあった年月日	平成27年6月23日
申請書を受理した日	平成27年7月22日
名 称	特定非営利活動法人ハンドオブリーダーズ
代表者の氏名	村田 信
主たる事務所の所在地	大阪市北区菅原町11番10号オーキッド中之島402
定款に記載された目的	この法人は、スポーツに携わる全ての人を対象に、応急手当・スポーツ指導等の講習会の開催を行うことにより、スポーツ事故の軽減や正しいスポーツ指導の方法を広め、また、青少年・児童がスポーツを通じて健全に成長できる環境を整え、スポーツ業界全体の発展に寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

#### 大阪市告示第1109号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動

支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成27年8月14日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成27年6月16日
申請書を受理した日	平成27年7月22日
名 称	特定非営利活動法人児童虐待防止協会
代表者の氏名	津崎 哲郎
主たる事務所の所在地	大阪市中央区谷町7丁目4番15号大阪府社会福祉会館内
定款に記載された目的	この法人は、親と子どもに対する虐待防止に関する事業を行うことにより、子どもの健全育成を図り、子どもの権利擁護を図り、ひいては社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成27年6月24日
申請書を受理した日	平成27年7月22日
名 称	特定非営利活動法人健康経営研究会
代表者の氏名	岡田 邦夫
主たる事務所の所在地	大阪市北区西天満5丁目2番18号三共ビル東館
定款に記載された目的	この法人は健康経営という企業や健康保険組合等に対するマネジメント手法を通して、企業で働く従業員の心身の健康保持・増進と従業員が属する企業の生産性や従業員の士気・モラルの向上に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成27年6月26日
申請書を受理した日	平成27年7月22日
名 称	特定非営利活動法人シニア自然大学校
代表者の氏名	齊藤 隆
主たる事務所の所在地	大阪市中央区天満橋京町2番13号
定款に記載された目的	この法人は、自然環境保全のための、普及啓発、調査研究、政策企画提案等の活動と、社会文化維持継承の普及啓発活動を行うと共に、子どもの健全な育成やまちづくり、更に地球環境問題にも積極的に取り組み、広く他団体との交流を深め、そしてこれらの活動を通じて社会の健全な発展に貢献することを目的とする。
申請のあった年月日	平成27年6月26日
申請書を受理した日	平成27年7月22日
名 称	特定非営利活動法人在日コリアン高齢者支援セン

	ター サンボラム
代表者の氏名	高 敬一
主たる事務所の所在地	大阪市生野区中川西3丁目10番18号
定款に記載された目的	この法人は、在日コリアン高齢者に対し、民族的要素を前提とした介護・福祉の提供、援助・支援を行い、在日コリアン高齢者の積極的な社会参加と自己実現を促進する一方で、大阪府域の高齢者との交流、地域における異なる民族との相互理解、共生を図る為の事業を進め、以て異なる民族一人一人の人権が確立された豊かで平和な地域社会の実現に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成27年7月1日
申請書を受理した日	平成27年7月22日
名 称	特定非営利活動法人自立支援センター・エポック
代表者の氏名	下村 有吾
主たる事務所の所在地	大阪市生野区巽北4丁目13番23号勝山東ガーデン ハイツ103
定款に記載された目的	この法人は、障害を持つ人々の社会参加と自立を目指し、そのための支援、啓発活動を行うことにより、福祉の推進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成27年7月8日
申請書を受理した日	平成27年7月22日
名 称	特定非営利活動法人中小企業経営士育成協会
代表者の氏名	山村 博文
主たる事務所の所在地	大阪府中央区常盤町2丁目2番5号
定款に記載された目的	この法人は、中高年に対して教育研修を行い、再就職支援を行う。また、中高年の労働力を効果的に活用し得る方策に関しての講演会を行い、企業が広く中高年の能力を活用することを支援し、経済の発展に寄与する事を目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

## 大阪市告示第1110号

次のとおり落札者等について公示する。

平成27年8月14日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

## ◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額）  
⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

## ◎契約担当 財政局税務部管理課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

- ①平成27年度 社会保障・税番号制度に係る大阪市税務事務システム整備業務委託 ②随意 ③27. 6. 5 ④株式会社日立製作所関西支社 大阪市北区中之島2-3-18 ⑤314,012,000円 ⑦地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号及び政府調達に関する協定第15条第1項(b)

（財政局税務部管理課）

## 大阪市告示第1111号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成27年 8月14日

大阪市長 橋 下 徹

## ①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①心齋橋一龍堂薬局 ②大阪市中央区南船場2丁目6番15号 ③平成26年6月30日

①西村薬局 ②大阪市西淀川区姫島1丁目24番18号 ③平成24年3月31日

①はろー薬局 ②大阪市鶴見区放出東3丁目33番9号 ③平成24年12月31日

（福祉局生活福祉部保護課）

## 大阪市告示第1112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項により

その例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成27年8月14日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①有門 太一 ②なつ鍼灸整骨院 ③大阪市天王寺区勝山1丁目8番4号 ④

平成25年3月31日

①文 和美 ②ファミ整骨院 ③大阪市天王寺区勝山3丁目12番3-101号

④平成24年3月13日

(福祉局生活福祉部保護課)



### 大阪市告示第1113号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成27年8月14日

大阪市長 橋 下 徹

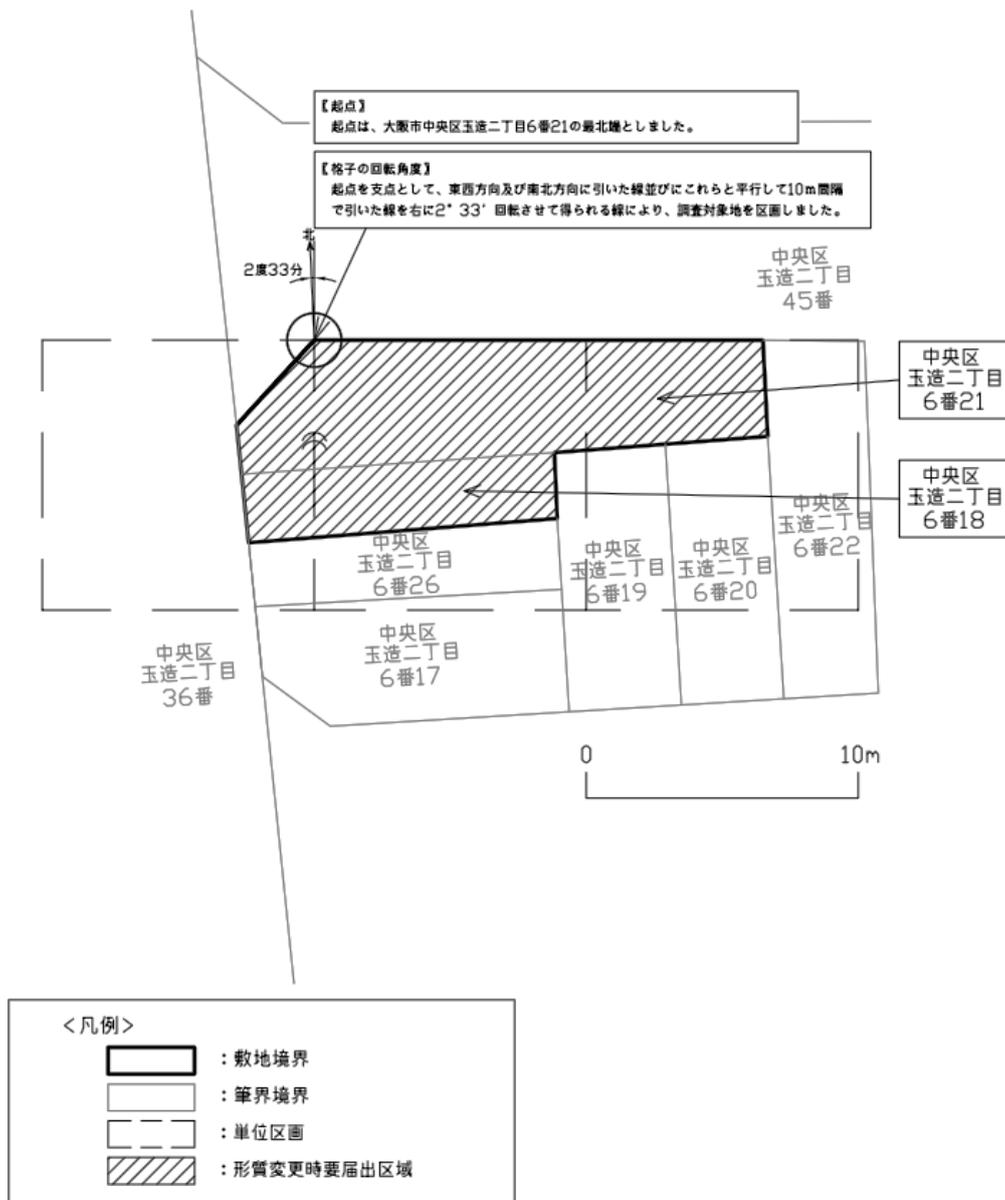
1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり（大阪市中央区玉造二丁目6番18、6番21）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

テトラクロロエチレン

別図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1114号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

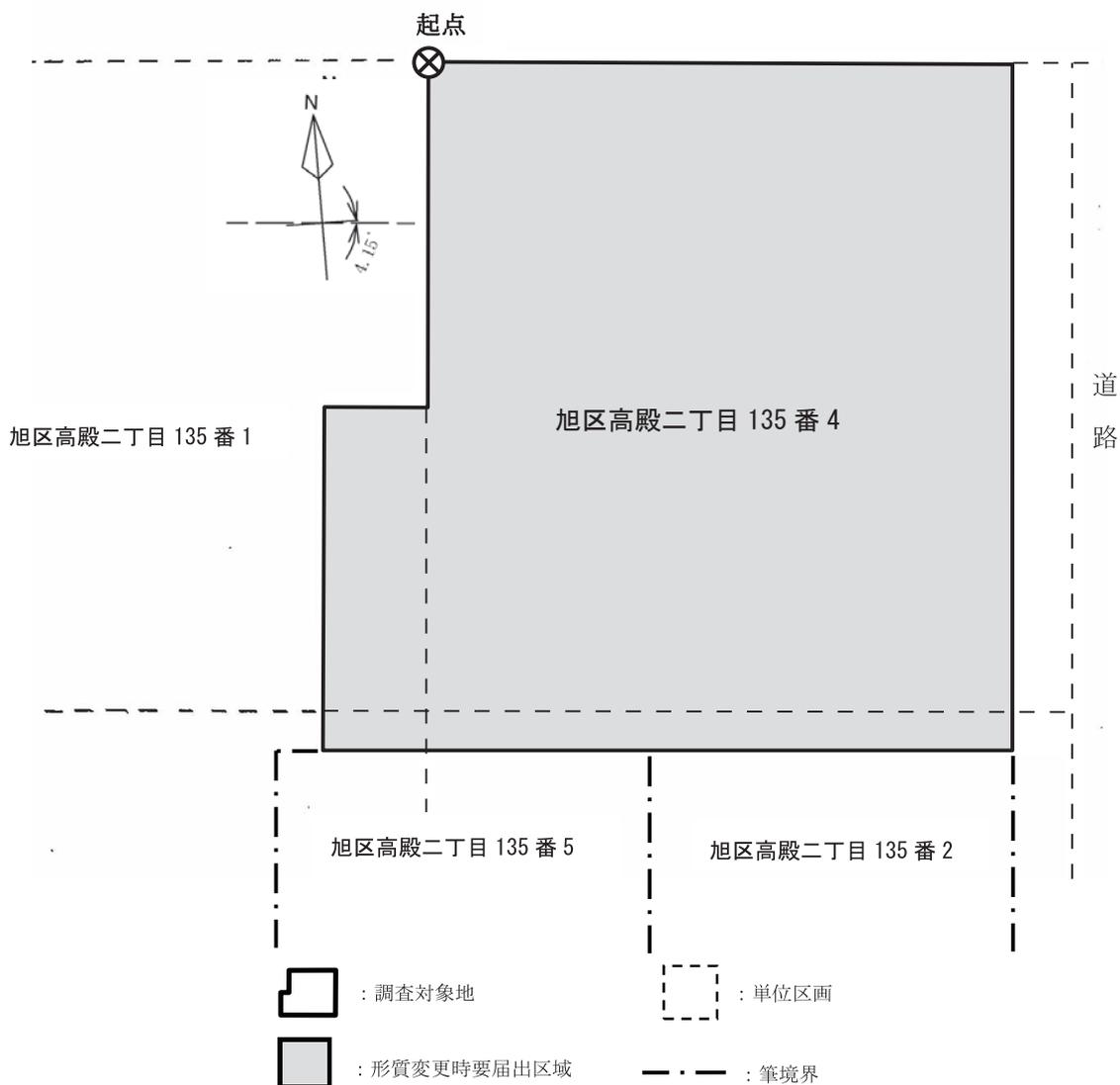
なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成27年8月14日

大阪市長 橋下 徹

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
別図のとおり  
(大阪市旭区高殿二丁目135番4)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称  
六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物

別図



【起点】 起点は旭区高殿二丁目 135 番 4 の最北端とした。  
【格子の回転角度】 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線を右に 4.15° 回転して得られる線により、調査対象地を区画した。

(環境局環境管理部環境管理課)

## 大阪市告示第1115号

住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第5条第2項において準用する同条第1項の規定により事業計画を変更したので、同法第8条第3項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年8月14日

大阪市長 橋下 徹

- 1 住宅地区改良事業の名称  
生野東第1住宅地区改良事業
- 2 事業計画の決定年月日  
平成10年8月26日
- 3 事業計画の変更年月日  
平成26年8月6日

(都市整備局生野南部事務所)

## 大阪市告示第1116号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年8月14日

大阪市長 橋下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成27年8月28日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	自動二輪車 (外国車 紺色)	旭区赤川1丁目9番先
2	自動二輪車 (スズキ 白色)	旭区太子橋1丁目8番先
3	自動二輪車 (ホンダ 白色)	旭区高殿1丁目9番先
4	自動二輪車 (カワサキ ベージュ色)	東成区東中本1丁目15番先

5	普通自動車 (ニッサン 黒色)	西区安治川1丁目2番先
---	--------------------	-------------

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1117号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年8月14日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成27年8月28日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物件
平野川自転車歩行者専用道線	生野区巽南5丁目19番先	樹木

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月14日

大阪市長 橋 下 徹

路線名	区 間	供用廃止の期日
東淀川区 第868号線	東淀川区東淡路3丁目114番地から 同 区同 3丁目114番地まで	告示の日

(建設局管理部管理課)

## 大阪市（消）告示第27号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び第47条第1項第1号に規定する防災管理に関する講習を併せた講習を次のとおり開催する。

平成27年8月14日

大阪市消防長 打明 茂 樹

- 1 講習の区分 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習
- 2 開催日
 

回数	開催日
第35回	平成27年10月17日（土）、18日（日）
- 3 講習時間 各日とも10時から17時まで
- 4 講習場所 阪急ターミナルビル9階会議室  
大阪市北区芝田1丁目1番4号
- 5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで。ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。
- 6 受講対象者 受講後、防災管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者
- 7 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

（消防局予防部予防課）

## 公 告

## 大阪市公告第80号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成27年8月14日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 契約担当  
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
ATCビル ITM棟6階  
大阪市建設局総務部経理課  
電話06 - 6615 - 7540
- 2 入札に付すべき事項



- (2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること
- 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所
- (1) 受付期間 本公告の日から平成27年9月1日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで  
（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (2) 受付場所 上記1に同じ
- 6 入札参加資格の審査等
- (1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。  
資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。
- 7 仕様書の交付方法  
本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。
- 8 契約条項を示す場所  
上記1に同じ
- 9 入札保証金  
免除
- 10 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付することただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。  
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。
- 11 入札執行場所  
ATCビルITM棟 6階 大阪市建設局入札室
- 12 入札執行日時
- ① 平成27年9月3日（木） 午前10時  
② 平成27年9月3日（木） 午前10時30分
- 13 入札の方法
- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること
- 14 入札に参加できない者  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大

阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

- (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。
- (2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、および契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札日当日中に契約保証金、および契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排

除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

## 大阪市公告第81号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成27年8月14日

大阪市長 橋 下 徹

### 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
ATCビル I TM棟 6階  
大阪市建設局総務部経理課  
電話06-6615-7540

### 2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	予定台数
①	市岡自転車保管所古自転車-3 (単価契約)	1,100台
②	弁天町北自転車保管所古自転車-3 (単価契約)	700台
③	高津自転車保管所古自転車-3 (単価契約)	700台
④	長居自転車保管所古自転車-3 (単価契約)	2,100台
⑤	浪速西自転車保管所古自転車-3 (単価契約)	1,200台

※ 過去の実績を目安としているが、事情により台数は増減する。

※ 本市が指定した日時に、指定する台数を引き取ること

### 3 下見日時及び保管場所

下見日時		保管場所	所在地
平成27年 9月9日 (水)	午前10時から 午後5時まで	① 市岡自転車保管所	港区市岡4丁目4番8号
		② 弁天町北自転車保管所	港区波除3丁目13番先
		③ 高津自転車保管所	中央区高津3丁目16番先
		④ 長居自転車保管所	東住吉区长居公園1
		⑤ 浪速西自転車保管所	浪速区浪速西1丁目2番46号

※ 下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上、仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること(ただし、本市の休日を除く。)

なお、売却予定の古自転車については、随時保管所に搬入されるため、下見時に確認した物品と同程度とは限らないので注意すること

建設局管理部自転車対策課

電話 06-6615-6684

FAX 06-6615-6577

## 4 契約期間

①②③④⑤ 契約日から平成27年12月28日まで

(ただし、引取期間は平成27年10月1日から平成27年12月28日までとする。)

## 5 入札参加資格

(1) 平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること。

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成27年8月24日(月)までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

※ 平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法(昭和24年法律第108号)に基づく、古物商許可証(行商する)を受けていること

(3) 公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する「自転車安全整備技能検定」、又は一般財団法人日本車両検査協会が実施する「自転車技士(自転車組立整備士)試験」に合格していること、又は前述の検定等に合格した者を直接雇用していること

## 6 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成27年8月24日(月)午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで

(午後0時15分から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所 上記1に同じ

## 7 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 6の入札参加申込の受付期間に、5の入札参加資格審査書類等を同時に持参して提出すること。

なお、5の入札参加資格審査書類等が不足している場合は、入札参加申込の受付を行わない。

(2) 入札参加資格のうち、5(1)及び5(2)については、承認証等を持参時に確認する。

- (3) 入札参加資格のうち、5(3)については自転車保管所古自転車売却入札参加資格審査依頼書(兼誓約書)に、5(3)にある資格を有する何れかの資格証の写し及び直接雇用を証する書面(健康保険証の写し等)を添付して提出すること。
- (4) 7(3)の審査結果は、平成27年9月8日(火)までに、郵送により通知する。
- なお、入札参加資格を認めた者には上記通知に際し、入札書(物品買受申込書)を同封して交付する。
- また、入札参加資格を認めなかった者には、理由を付して通知する。
- (5) 自転車保管所古自転車売却入札参加資格審査依頼書(兼誓約書)の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (6) 提出された入札参加資格審査書類等は、提出者に無断で他に使用しない。
- (7) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者(代理人)が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、20(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。
- 8 入札書(物品買受申込書)の交付方法
- 7(3)による審査の結果、入札参加資格を認めた者に対して、郵送により交付する。
- 9 自転車保管所古自転車売却入札参加資格審査依頼書(兼誓約書)の交付方法
- 本公告の日から平成27年8月24日午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。
- 10 仕様書の交付方法
- 本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。
- 11 契約条項を示す場所
- 上記1に同じ
- 12 入札保証金
- 免除
- 13 契約保証金
- 契約金額に予定台数を乗じた額の100分の10以上を指定期限(入札日当日)までに納付すること
- ただし、契約金額に予定台数を乗じた額の全額を即納する場合は免除する。
- 契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。
- 14 入札執行場所
- A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室
- 15 入札執行日時
- ① 平成27年9月10日(木) 午前9時30分
- ② 平成27年9月10日(木) 午前10時
- ③ 平成27年9月10日(木) 午前10時30分

- ④ 平成27年9月10日（木） 午前11時
- ⑤ 平成27年9月10日（木） 午前11時30分

#### 16 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む1台あたりの金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

#### 17 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

#### 18 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 19 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 20 契約の決定、決定の無効

- (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。
- (2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

##### ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

##### イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

## 21 その他

- (1) 13の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、または契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

## 大阪市人事委員会公告第18号

大阪市職員労働組合（登録番号第1号）から届出のあった登録事項の変更（役員の住所の変更）の件について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成27年8月14日

大 阪 市 人 事 委 員 会  
委員長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり登録した。

## 理事その他の役員名簿

団体における役名	所属名	職名	氏名	住所
執行委員長	市職本部	組合職員	比嘉 一郎	大阪市東住吉区田辺 2-5-6-405
副執行委員長	西成区役所	事務	木村ひとみ	大阪府寝屋川市中神田 町10-1-605
	鶴見区役所	事務	徳野 尚	大阪市城東区新喜多 1-2-7-1107
	建設局	事務	南部 芳昭	大阪府大阪狭山市池尻 自由丘1-12-28
書記長	経済戦略局	事務	宮崎 正	大阪市平野区喜連 5-6-13

執行委員	此花区役所	事務	黒田 悦治	大阪市旭区新森 2-21-23
	市職本部	組合職員	田中 浩二	大阪府茨木市白川 3-1-1-203
	建設局	技術	山本 善久	大阪市天王寺区細工谷 2-11-10
	環境局	事務	大脇 浩	奈良県北葛城郡上牧町 米山台6-4-10
	城東区役所	事務	下村 泰正	兵庫県三田市あかしあ 台1-22-43
	淀川区役所	事務	多田 一仁	大阪市城東区今福西 6-6-4
	福祉局	介護福祉	中田 英之	兵庫県尼崎市水堂町 1-29-27-507
	建設局	事務	林 鉄兵	大阪府東大阪市高井田 元町1-2-36-706
	こども青少年 局	保育士	野上 幸子	大阪市都島区友渕町 3-6-18-810
	住吉区役所	事務	山田 俊文	大阪府東大阪市足代 1-7-14
	市職本部	組合職員	比留間 稔史	大阪市東成区中本 5-12-26-801
	市職本部	組合職員	樋口 伸介	兵庫県伊丹市藤ノ木 3-1-3-903

## 2 登録年月日

平成27年7月31日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)

## 大阪市人事委員会公告第19号

大阪市役所労働組合（登録番号第16号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成27年8月14日

大阪市人事委員会  
委員長 西村捷三

- 1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり登録した。

## 理事その他の役員名簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	都島区役所	事務職員	田所 賢治	大阪府茨木市東中条町 3-17-902
副執行委員長	市労組・本部	団体役員	竹村 博子	大阪市住吉区庭井 2-14-10
	こども青少年 局	保育士	井脇 和枝	大阪市此花区梅香 2-1-23
	生野区役所	事務職員	八尾 高志	大阪市中央区玉造 2-3-26-302
書 記 長	財政局	事務職員	齋藤 彰英	大阪市港区市岡 3-3-29
会 計	住吉区役所	事務職員	粕谷 武志	大阪府高槻市真上町 1-1-20-203
執行委員	浪速区役所	事務職員	橘波 慎一	大阪府守口市大日町 1-3-38-901
	市労組・本部	団体役員	永谷 孝代	大阪府池田市豊島北 2-8-16
	浪速区役所	事務職員	赤垣 光則	奈良県生駒市萩原町 714-32
	こども青少年 局	保育士	吉田 尚悟	大阪府柏原市国分本町 6-3-5
	こども青少年 局	保育士	山田 倫子	大阪府堺市北区大豆塚町 2-57-7
	市労組・本部	団体役員	中山 直和	大阪府八尾市黒谷 6-172
会計監査委員	経済戦略局	事務職員	梶原 廣之	大阪市西淀川区佃 2-15-6-501
	こども青少年 局	保育士	高久 幸枝	大阪府枚方市田宮本町 8-8-2
	旭区役所	事務職員	角元 博	大阪市天王寺区舟町 15-33-902
特別執行委員	市労組・本部	団体役員	武久 英紀	大阪府堺市北区東三国ヶ 丘町 2-1-1-207
	市労組・本部	団体役員	西岡 健二	大阪府東大阪市若江西新 町 1-5-34

	此花区役所	事務職員	川本 正一	奈良県大和高田市大字大 中381-3
--	-------	------	-------	-----------------------

2 登録年月日

平成27年 7月31日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)